

## 長期優良住宅の認定に関する基準

第1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第3号の規定による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項に関する審査基準については、申請に係る建築物が、次の各号に定める区域内にある場合、認定を行わないこととする。ただし、当該都市計画事業に適合するもの又は支障を及ぼすおそれがないものとして長期にわたる立地について許可等を得ている場合を除く。

- (1) 都市計画法第4条第4項の規定による促進区域
- (2) 都市計画法第4条第6項の規定による都市計画施設の区域
- (3) 都市計画法第4条第7項の規定による市街地開発事業の区域

第2 法第6条第1項第4号の規定による自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項に関する審査基準については、次のとおりとする。

1 申請に係る建築物が、次の各号に定める区域内にある場合、認定を行わないこととする。ただし、区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合を除く。

- (1) 地すべり等防止法第3条第1項の規定による地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という。）第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域
- (4) 建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域の内、急傾斜地法第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域

2 申請に係る建築物が、次の各号に定める区域内にある場合、自然災害のリスクに応じて、自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮のために必要な措置等を講じていること。

- (1) 水防法第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域
- (2) 水防法第14条の3第1項の規定による高潮浸水想定区域
- (3) 土砂法第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域

3 前項の必要な措置等とは、次の各号のいずれかのことをいう。ただし、前項(3)の区域の必要な措置等は、本項(1)とする。

- (1) 立地する地域において想定される自然災害のリスクに応じて、地盤面、床面又は共同住宅の受変電設備等を自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮した高さ等とすること。
- (2) 被災した場合においても、長期にわたり良好な状態で使用するための維持保全の方法を長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に定めること。

附則

- 1 この基準は、平成21年6月4日から施行する。

附則

- 1 この基準は、令和5年2月20日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に申請がなされたものについては、なお従前の例による。